

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長野市長 荻原 健司

市町村名 (市町村コード)	長野市 (202011)
地域名 (地域内農業集落名)	04 柳原地区 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月22日(木) (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が困難である。
- ・相続された農地の所有者が地区内に住んでいないことが多く、荒廃化した農地が点在している。
- ・基盤整備(区画整理)が実施されていないため、農地の中に荒廃地が点在しており周辺農地の営農に支障をきたしている。
- ・東バイパス周辺では、残地部分の活用が図れず荒廃化が懸念される。
- ・河川敷で、除草等の管理がされていない国有地が、野生鳥獣の住み家となり、周辺農地への被害の引き金となっている。
- ・りんごのフラン病などの対策は、農家個人に任されているため対応が遅れがちとなることから、共同での対策が必要である。
- ・区域内において今後農業を担う者が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者不在の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・自家用の果樹や野菜の耕作により、農地の管理を継続し荒廃化を防ぐ。
- ・主要作物である水稲については、小島地区を中心に農業法人への集約化が進んでいる状態であるが、今後もさらなる集約化に向けた機械化の取組等を推進する。
- ・果樹では、気候変動に対応した新たな品目の作付けについての研究・検討を進める。
- ・今ある農地を荒らさず、復旧できる状態を保つため、農地所有者又は耕作者が管理することを基本とし、草刈りを受託する法人等も活用しながら維持に努める。
- ・長野市やJA等の支援措置を積極的に活用することで、農業の収益性向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	80 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	80 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

注: 区域内の農用地等面積について、話し合い当初の区域から、以下(2)記載の区域としたことにより、変更しております。

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

当面は現在の耕作者が営農又は農地管理を継続するが、将来的には、担い手等による可能な範囲での隣接農地の引受けや、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手等の経営意向を踏まえ、一筆ずつ集約化を進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率を向上するため狭小農地の集積・集約化を図るとともに、農道、用排水路等の維持管理による生産性向上について検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農を目指す者に対し、営農指導や利用可能な農地の斡旋など、地域で取り組める支援について検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業公社を通じた機械作業及び草刈りの委託サービス(委託したい人と受託する人のマッチングを実施)

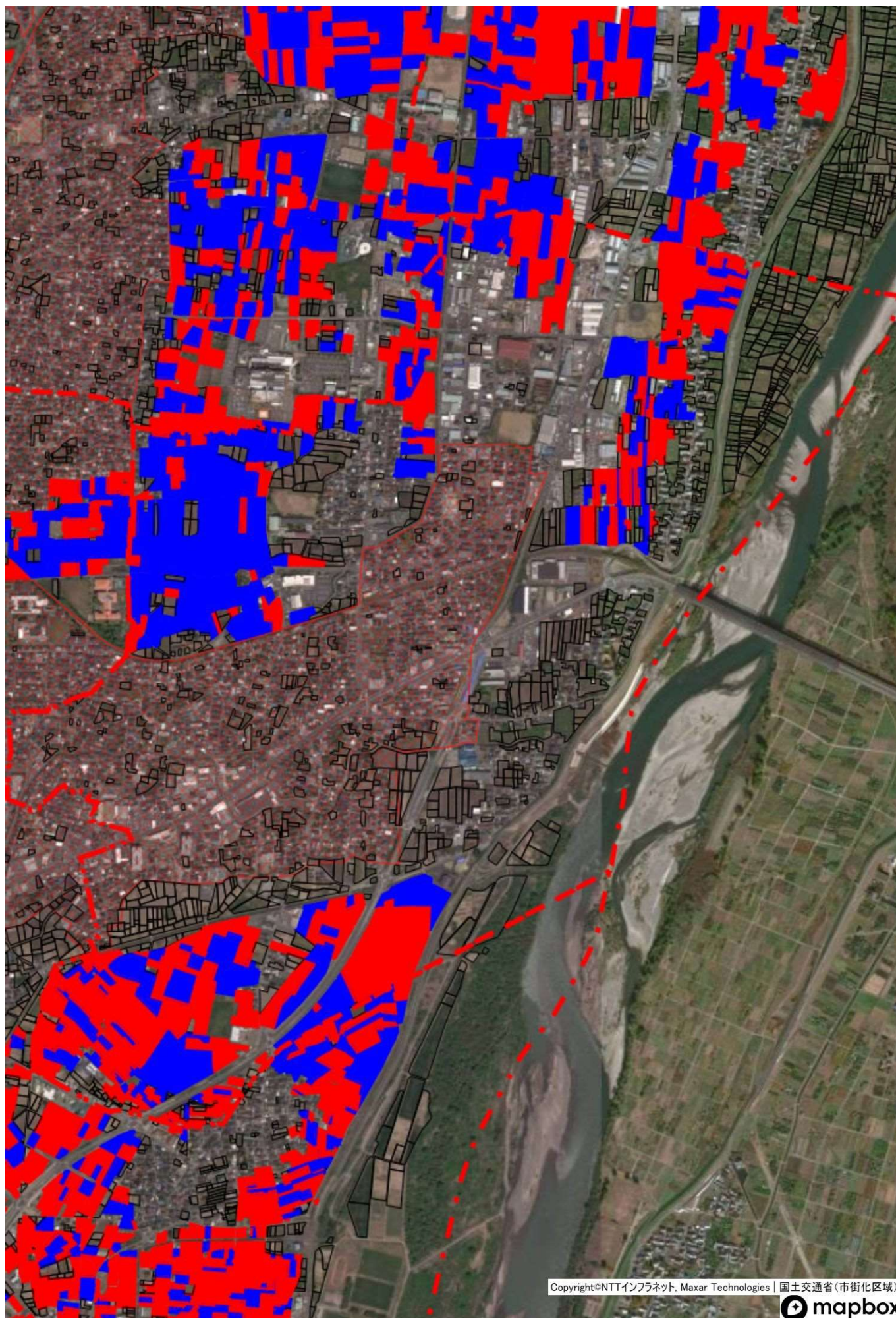
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

○集落営農組織の設立に関する取組方針…⑦

地域の農地利用の一端を担っていける組織として、集落営農組織の設立について検討する。



Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)



青：現耕作者が耕作 赤：今後検討等（令和元～2年度実施の人・農地プランアンケートを基本に作成）

※ 話し合い当初の区域から、計画区域を変更しております。（作成時点：令和6年8月）